

東日本旅客鉄道株式会社 BRT ICカード乗車券取扱規則

(平成25. 7. 25)
東日本旅客鉄道(株)
公告 第 10 号

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が運行するバス高速輸送システム（以下「BRT」といいます。）において、IC チップを内蔵するカード等を情報記録媒体とした当社所定の乗車券（以下「IC カード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 IC カード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。

2 この規則が改定された場合、以後の IC カード乗車券によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。

3 第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 10 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条第 1 項から第 3 項、第 17 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に定める事項については、この規則によらない場合があります。

4 この規則に定めていない事項については、東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則（2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC 規則」といいます。）等の定めるところによります。この場合、地域連携 IC 規則における「地域連携 IC カード」は、この規則にある「IC カード乗車券」と読み替えるものとします。

(用語の定義)

第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する BRT 線をいいます。
- (2) 「記名 IC カード乗車券」とは、IC カード乗車券のうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録された IC カード乗車券をいいます。
- (3) 「無記名 IC カード乗車券」とは、前号以外の IC カード乗車券をいいます。
- (4) 「小児用 IC カード乗車券」とは、小児の利用に供する記名 IC カード乗車券をいいます。
- (5) 「odeca 媒体」とは、IC カード乗車券として使用することができる情報記録媒体をいいます。
- (6) 「SF」とは、当社が相当の対価を得て、IC カード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。
- (7) 「チャージ」とは、当社の定める方法で IC カード乗車券に SF を積み増しすることをいいます。
- (8) 「デポジット」とは、当社が利用者に odeca 媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいます。
- (9) 「odeca 乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられる IC カード乗車券であって、odeca 定期乗車券以外のものをいいます。
- (10) 「odeca 定期乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられ、かつ第 25 条に基づ

き発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。

- (11) 「乗車リーダ・ライター」(以下「乗車 R/W」といいます。)とは、IC カード乗車券からの情報読取り又は IC カード乗車券への情報書込みを行う装置で、乗車情報書込み(以下「乗車処理」といいます。)をするために設置したものをいいます。
- (12) 「降車リーダ・ライター」(以下「降車 R/W」といいます。)とは、IC カード乗車券からの情報読取り又は IC カード乗車券への情報書込みを行う装置で、降車情報書込み及び運賃引き去り(以下「降車処理」といいます。)をするために設置したものをいいます。
- (13) 「IC 運賃機」とは、降車 R/W が組み込まれている運賃機をいいます。
- (14) 「取扱窓口」とは、IC カード乗車券の発売及び払いもどし等を取り扱う駅窓口をいいます。

2 この規則に定めのない用語の定義については、東日本旅客鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業規則(平成 24 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「BRT 規則」という。)の定めるところによるものとします。

(契約の成立時期)

第 4 条 本規則に基づく IC カード乗車券に係る契約の成立時期は、当社が IC カード乗車券を交付したときとします。

(発売)

第 5 条 IC カード乗車券は、取扱窓口で発売します。

- 2 利用者は、記名 IC カード乗車券の購入に際して、氏名、生年月日、性別及び電話番号を記載した別に定める申込書を当社に提出しなければなりません。
- 3 利用者は、小児用 IC カード乗車券の購入に際して、別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 IC カード乗車券の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間使用できる小児用 IC カード乗車券を発売します。
- 4 小児が複数の小児用 IC カード乗車券を購入することはできません。

(変更)

第 6 条 無記名 IC カード乗車券は、記名 IC カード乗車券に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。

- 2 小児用 IC カード乗車券の使用期限を経過したときは、以後当該小児用 IC カード乗車券を使用することはできません。この場合、当該小児用 IC カード乗車券は、小児用 IC カード乗車券以外の記名 IC カード乗車券への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。

(制限事項等)

第 7 条 偽造、変造又は不正に作成された IC カード乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第 8 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、IC カード乗車券の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。

- 2 IC カード乗車券の改良その他当社が適切と認める場合には、当社は IC カード乗車券の利用者に IC カード乗車券の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(odeca 媒体の所有権)

第 9 条 当社が odeca 媒体を利用者に貸与する場合、その所有権は当社に帰属します。

- 2 利用者は、IC カード乗車券が無効となったとき、その使用資格を失ったとき又は IC カード乗車券が不要となったときは、当該 odeca 媒体を当社に返却しなければなりません。

(デポジット)

第 10 条 当社は、odeca 媒体を利用者に貸与する場合、デポジットとして odeca 媒体 1 個につき 500 円を現金で収受します。

- 2 利用者が odeca 媒体を当社に返却したときは、第 11 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に定める場合を除き、当社は、デポジットを返却します。

- 3 デポジットは旅客運賃に充当することはできません。

(失効)

第 11 条 IC カード乗車券の発売若しくは交換、SF の使用、SF のチャージ、odeca 定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新又は再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、IC カード乗車券に係る利用者の権利は失効します。

- 2 故意に IC カード乗車券を破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 IC カード乗車券に係る利用者の権利は失効します。

(チャージ)

第 12 条 利用者は、当社が定める箇所において、次のいずれかの方法によりチャージすることができます。ただし、IC カード乗車券 1 枚あたりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできません。

- (1) IC 運賃機で SF の残額が 10,000 円以下の場合に限り、紙幣による 1,000 円 1 枚単位でのチャージ。
- (2) 取扱窓口における 1,000 円単位でのチャージ。

(SF 残額の確認)

第 13 条 IC カード乗車券の SF 残額は、次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) IC 運賃機等
- (2) 取扱窓口

(SF 利用履歴の確認)

第 14 条 IC カード乗車券に関する利用履歴は、次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車し又は精算した場合の取扱月日、取扱後の SF 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額とします。
- (2) 取扱窓口で最近の利用履歴から 20 件までを印字します。なお、利用者が記名 IC カード乗車券の利用履歴の印字を請求する際は、公的証明書等を係員に呈示しなければなりません。
- (3) IC 運賃機で最近の利用履歴から 5 件までを表示します。

- 2 前項の取扱いにおいて、IC 運賃機等による処理が完全に行われなかった場合等の利用履歴は、確認できないことがあります。

(払いもどし)

第 15 条 IC カード乗車券が不要となった場合は、利用者は取扱窓口で IC カード乗車券を返却し、SF 残額を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、利用者は、IC カード乗車券 1 枚につき手数料として 220 円 (SF 残額が 220 円に満たない場合はその額) を支払うものとします。

- 2 記名 IC カード乗車券の払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の提示により払いも

どしを請求する利用者が当該記名 IC カード乗車券の記名人本人であることを証明した場合に取り扱いません。

- 3 odeca 定期乗車券が不要となった場合は、第 32 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、利用者は、odeca 定期乗車券 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

(紛失再発行)

第 16 条 記名 IC カード乗車券の記名人が当該記名 IC カード乗車券を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて再発行を行います。また、請求日翌日の営業開始時間までに紛失した記名 IC カード乗車券の使用停止措置を行います。ただし、SF 残額の再発行は、請求日の翌日以降 14 日以内に行います。

- (1) 再発行の請求に際して、利用者が取扱窓口別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 IC カード乗車券の記名人本人であることを証明できること
 - (2) 再発行する記名 IC カード乗車券の引取りに際して、前項の手続きを行った記名人が取扱窓口で公的証明書等を呈示し、当該記名 IC カード乗車券の記名人本人であることを証明できること
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、性別及び電話番号の情報が当社のシステムに登録されていること
- 2 前項により再発行する記名 IC カード乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 10 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。
 - 3 記名 IC カード乗車券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。
 - 4 第 11 条第 1 項の規定により失効した IC カード乗車券は、再発行の請求はできません。
 - 5 記名 IC カード乗車券の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 IC カード乗車券を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 IC カード乗車券の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 IC カード乗車券で受けていたいずれのサービスも受けることができません。
 - 6 無記名 IC カード乗車券については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

(障害再発行)

第 17 条 IC カード乗車券の破損等によって乗車 R/W 等での使用が不能となった場合で、利用者が当該 IC カード乗車券とともに別に定める申込書を取扱窓口へ提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は、当該 IC カード乗車券の使用停止措置を行い、再発行を行います。ただし、SF 残額の再発行は、請求日の翌日以降 14 日以内に行います。

- 2 前項の取扱いは、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合には再発行は行いません。

(免責事項)

第 18 条 当社は、IC カード乗車券の取扱いについて、取扱時に当該 IC カード乗車券を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 IC カード乗車券が記名 IC カード乗車券の場合、当該記名 IC カード乗車券を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

- 2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が odeca 媒体により便益を取得したことによって又は odeca 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。

- 3 当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名 IC カード乗車券の払いもどしや SF の使用があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(運送契約の成立時期)

第 19 条 個別の運送契約の成立時期は、旅客が乗車 R/W による乗車処理を受けたときとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、odeca 定期乗車券による個別の運送契約の成立時期は、odeca 定期乗車券を購入したときとします。

(odeca 定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

第 20 条 odeca 定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は odeca 乗車券として取り扱います。

(使用方法)

第 21 条 IC カード乗車券を用いて乗車するときは、乗車 R/W による乗車処理を受け、降車するときには、同一の IC カード乗車券により降車 R/W による降車処理を受けなければなりません。ただし、別に定める場合は除きます。

- 2 降車 R/W による降車処理を受けたときに、SF 残額が減額する運賃相当額に満たないときは、第 12 条第 1 号によるチャージをすることができます。また、別に現金により不足金額を精算することができます。

(取扱区間)

第 22 条 IC カード乗車券の取扱区間は別表第 1 号及び第 2 号のとおりとします。ただし、odeca 乗車券の場合、別表第 1 号と第 2 号に規定する取扱区間相互間をまたがって利用することはできません。

(制限事項等)

第 23 条 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 10 円未満の SF は、旅客運賃に充当することはできません。
- 3 IC カード乗車券の破損、乗車 R/W 等の故障によって IC カード乗車券の内容の読み取りが不能となった場合は、IC カード乗車券を使用することはできません。
- 4 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 5 記名 IC カード乗車券は、記名人以外が使用することはできません。
- 6 不正使用に伴い使用停止となった IC カード乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第 24 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車方法又は乗車する BRT 等の制限をすることがあります。

- 2 前項に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

第 2 章 発売

(odeca 定期乗車券の発売)

- 第 25 条** odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、旅客が所持する記名 IC カード乗車券に、BRT 規則第 9 条に規定する通勤定期乗車券、同第 10 条に規定する通学定期乗車券（東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則〔昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号〕第 36 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除く。）を発売します。
- 2 odeca 媒体を所持しない旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 5 条に規定する記名 IC カード乗車券の発売とあわせて取り扱います。
- 3 無記名 IC カード乗車券を所持する旅客から odeca 定期乗車券の購入の申し込みがあったときは、第 6 条に規定する記名 IC カード乗車券への変更とあわせて取り扱います。
- 4 BRT 規則第 25 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する割引の定期乗車券の発売は行いません。

第 3 章 運賃の減算

（odeca 乗車券を使用する場合の運賃の減算）

- 第 26 条** odeca 乗車券を第 21 条第 1 項の規定により使用する場合、降車処理を受けたときに当該乗車区間の普通旅客運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用 odeca 乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。

（odeca 定期乗車券を使用する場合の運賃の減算）

- 第 27 条** odeca 定期乗車券の区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、降車処理を受けたときに定期乗車券の区間外の普通旅客運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用 odeca 定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。
- 2 前項にかかわらず、定期乗車券の区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用 odeca 定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。
- 3 前項にかかわらず、定期乗車券の区間内で BRT 相互間を乗り継ぐ場合は、それぞれの BRT で第 1 項の規定を準用します。

第 4 章 効力

（IC カード乗車券の効力）

- 第 28 条** 第 21 条第 1 項の規定により使用する場合の odeca 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとします。この場合、小児用 odeca 乗車券にあつては 1 枚をもって小児 1 人、その他の odeca 乗車券にあつては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとします。ただし、odeca 乗車券から大人の片道普通旅客運賃相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。
- (2) 乗車後は、当日に限り有効とします。
- 2 odeca 定期乗車券にあつては、定期乗車券の区間外であっても、前項の規定を準用して乗車することができます。
- 3 小児用 odeca 定期乗車券にあつては、当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 IC カード乗車券の有効期限を経過した場合は使用することができません。

(odeca 乗車券が無効となる場合)

第 29 条 odeca 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。

- (1) 第 23 条第 4 項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第 23 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第 23 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 旅行開始後の odeca 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (5) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合
- (6) 係員の承諾なく乗車 R/W による乗車処理を受けずに乗車した場合
- (7) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 IC カード乗車券を使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 IC カード乗車券を使用した場合
- (9) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

(odeca 定期乗車券が無効となる場合)

第 30 条 odeca 定期乗車券は、前条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号の規定並びに BRT 規則第 19 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第 31 条 偽造、変造又は不正に作成された IC カード乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、IC カード乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第 5 章 払いもどし

(定期乗車券のみの払いもどし)

第 32 条 旅客が記名 IC カード乗車券に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを取扱窓口に出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 odeca 定期乗車券の記名人本人であることを証明したときに限り、当社は次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。

- (1) 定期乗車券の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 定期乗車券の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、BRT 規則第 26 条第 1 項第 4 号の規定を準用し算出した額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。

(注) odeca 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。

第 6 章 特殊取扱い

(odeca 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 33 条 第 29 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、BRT 規則第 27 条の規定を準用します。

(odeca 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 34 条 第 30 条の規定に該当し odeca 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

- (1) 第 29 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号の規定を準用して odeca 定期乗車券を無効として回収した場合は、前条の規定を適用して取り扱います。
- (2) BRT 規則第 19 条の規定に該当し、odeca 定期乗車券を無効として回収した場合は、次により取り扱います。
 - ア BRT 規則第 27 条の規定を適用して取り扱います。
 - イ 前アの規定により取り扱うほか、BRT 規則第 19 条第 2 項の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（定期乗車券の区間を除きます。）の普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

(BRT の運行不能の場合の取扱方)

第 35 条 odeca 定期乗車券を所持し定期乗車券の区間内を乗車する旅客が、乗車 R/W で乗車処理を受けた後、BRT が運行不能となった場合は、BRT 規則第 37 条及び第 38 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。

- 2 odeca 乗車券を所持し乗車する旅客及び odeca 定期乗車券を所持し定期乗車券の区間外を乗車する旅客が乗車処理を受けた後、BRT が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。

- (1) 発駅まで無賃送還をするとき
乗車区間の運賃は収受しないものとし、乗車駅まで無賃送還を行います。
- (2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき
旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 26 条及び第 27 条の規定により算出した普通旅客運賃を収受します。
- (3) 不通区間を別途旅行するとき
運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。

第 7 章 IC カード乗車券の片利用

(当社が発行した Suica の取扱い)

第 36 条 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則（平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号）に定める Suica については、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。

- 2 前項により当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 18 条から第 24 条、第 26 条、第 28 条第 1 項、第 29 条、第 31 条、第 33 条及び第 35 条の規定を準用します。

(当社以外の事業者が発行した IC カード乗車券の取扱い)

第 37 条 当社以外の事業者が発行した IC カードのうち、当社に利用が可能なものについては、前条の規定を準用します。

2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カードを発行する事業者は、次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局

別表第 1 号（第 22 条）IC カード乗車券取扱区間

線 区	区 間
気仙沼線 気仙沼線 BRT	前谷地・柳津間（定期乗車券を除く。） 柳津・気仙沼間

別表第 2 号（第 22 条）IC カード乗車券取扱区間

線 区	区 間
大船渡線 BRT	気仙沼・盛間（上鹿折駅発着となる場合を除く）

附 則

この公告は、平成 25 年 8 月 3 日から実施します。

附 則

この公告は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

この公告は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

この公告は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

この公告は、2021 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

この公告は、2023 年 7 月 1 日から実施します。